

特定行為看護師について

特定行為は21区分38行為あり、

「看護師特定行為研修」により実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識・技術を身につけた看護師が、あらかじめ医師又は歯科医師が定めた手順書に準じて、看護師が**診療の補助**を行うことです。



当院には看護師特定行為研修を修了した
特定行為看護師が5名在籍しています！



チーム医療の一員として患者さんの状態を見極め、質の高い安全な医療を医師と協力しながらタイムリーな提供をめざしてまいります。

【大原総合病院で実施可能な特定行為一覧】

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保・抜去
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与
	抗精神病薬の臨時的投与
	抗不安薬の臨時的投与

（参考）

厚生労働省：「特定行為に係る看護師の研修制度」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000077077.html>